

集団回収事業のしおり



保存版

(令和6年度版)

三鷹市生活環境部ごみ対策課

〒181-8555

東京都三鷹市野崎 1-1-1

TEL 0422-29-9613

目次

1	集団回収とは.....	1
2	集団回収のメリット.....	1
3	新しく集団回収を始めるとき.....	2
3-1	団体登録申請書の書き方.....	3
4	回収品目.....	4
5	補助金の交付申請について 重要	6
5-1	補助金交付申請書の書き方.....	7
5-2	集団回収実績計算書の書き方.....	8
5-3	仕切伝票について.....	9
5-4	請求書の書き方.....	10
6	届出事項に変更があるとき.....	11
6-1	団体変更届の書き方.....	12
7	よくある質問.....	13
8	令和6年度 再生資源集団回収登録業者一覧(R6.2 現在).....	14
9	三鷹市再生資源集団回収事業補助金交付要綱.....	15

各種様式

再生資源集団回収事業実施団体登録申請書	(様式第1号)
再生資源集団回収事業実施団体変更届	(様式第4号)
再生資源集団回収事業実施団体廃止・休止届	(様式第5号)
再生資源集団回収事業補助金交付申請書	(様式第6号)
再生資源集団回収実績計算書	
請求書	

1 集団回収とは

集団回収は、町会・自治会・子供会・老人クラブ・PTA など、おおむね10世帯以上の市民で構成される団体が、回収の日時・場所・品目・回収業者を決め、家庭から出される資源物を資源回収業者に引き取ってもらう、自主的なリサイクル活動です。

以下の場合には集団回収の対象外となりますのでご注意ください

(1) 三鷹市外の家庭から出る資源物

市の集団回収では、市内から出る資源物が対象となります。組織された団体(グループ等)の中に市民以外の方がいた場合、市外の方のお宅から出た資源物は対象となりません。

(2) グループ等の構成員(実施世帯)以外の家庭から出た資源物

市から交付される補助金は、集団回収に協力している構成員(実施世帯)に還元するものです。次のようなお宅から出されたものは補助の対象になりませんのでご注意ください。

- ・ご近所の人(実施世帯ではないお宅)からもってきた資源物
- ・マンションなどから出た資源物で実施世帯以外の人のお宅から出たもの

(3) 事業活動に伴って出た資源物

事務所、商店など事業所から排出された一般廃棄物(資源物を含む)は、各事業所が自己負担で処理することが法律で義務付けられているため、集団回収の対象となりません。

2 集団回収のメリット

(1) 団体の活動財源になる

市に団体登録を行うことで、集団回収事業補助金制度の対象となり、団体規模(※1)や回収量に応じて補助金(9円/kg)が支給されます。この支給された補助金は、団体活動(ex.子ども会、慰労会、お花見会等)にご利用いただけます(※2)。

※1 団体規模別 補助金額の上限(年額)

世帯数が1,000世帯以下の団体 100万円

世帯数が1,000世帯を超える団体 180万円

※2 市が必要に応じて収支の報告(要綱第7条)を求めることがありますので、補助金の収支がわかるよう出納帳を作成し保管をお願いいたします。

(2) 地域でのコミュニケーションが深まる

団体内で役割分担を決めて、互いに協力して資源の回収を行うので、活動を通じて地域での交流やコミュニケーションが深まります。

また、自主的な活動を行うことで、1人ひとりのリサイクル意識の向上が期待できます。

3 新しく集団回収を始めるとき

STEP1 団体をつくる

近所（市内）に住んでいる方たち（おおむね10世帯以上）で次のことを確認します。

- ア 団体の名称 ※1
 - イ 団体の代表者
 - ウ 回収する品目
 - エ 補助金の活用のしかた（目的）
- ※1 補助金の受け取りには、団体名義の口座が必須です。

STEP2 回収してもらう業者を選び契約する

市に登録された業者（P.14「登録業者一覧表」参照）から、資源物を回収してもらう業者を選び、次の事項を確認のうえ契約してください。

- ア 回収日・回収時間（行政回収日と同じ日は避けてください。）
- イ 回収品目（P.4「4 回収品目」参照）
- ウ 出し方のルール（品目ごとにひもで結ぶ等）
- エ 回収品目以外の物が出された場合の処理方法
- オ 回収（時間）後に出された場合の処理方法
- カ 雨天時の対応（小雨決行や順延する際の連絡先、連絡時間）
- キ 回収日が祝日に当たる場合の扱い（年末・年始、ゴールデンウィークなど）
- ク その他、上記以外でお願いしたいこと

STEP3 団体登録申請をする

「集団回収事業実施団体登録申請書（様式第1号）」に必要事項を記入し、「ごみ対策課」に提出してください。

（メールの場合） gomi@city.mitaka.lg.jp

（郵送・持参の場合） 〒181-8555 三鷹市野崎一丁目1番1号
三鷹市役所第2庁舎2階 生活環境部ごみ対策課

【申請受理後】

現地調査（世帯調査、排出場所の確認等）を行ったうえ、

代表の方に団体登録承認通知書（様式第2号）を送付します（概ね2週間程度）。

※承認通知を受け取った後、集団回収を開始してください。

3-1 団体登録申請書の書き方

記入例

様式第1号（第3条関係）

令和〇年 〇月 〇日

再生資源集団回収事業実施団体登録申請書

（あて先）三鷹市長

次のとおり申請します。

フリガナ 団体名		ミタカマルマルゴドモカイ 三鷹〇〇子ども会	登録番号
代 表 者	郵便番号	〒 181-0012	
	住 所	三鷹市 野崎1-1-〇	
	フリガナ 氏 名	ミタカ タロウ 三鷹 太郎	
	電話番号	0422-45-1151 携帯 090-1234-5678	
実施地域及び参加世帯数		野崎1丁目、2丁目（130 世帯）	
回収品目		(古紙類)、繊維類、(缶類)、ビン類、牛乳パック	
回収日(曜日)		①第 1 2 3 4 曜日 ②毎月 10 日、 ③ 随時	
集積場所及び集積箇所数		2か所	
回 収 業 者	①	三鷹梱包有限会社	
	②		
	③		
補助金の使途		子ども会行事費用	
金融機関名		三鷹銀行	
支 店 名		三鷹支店	
預金の種類		(普通)・当座	
口座番号		0123456	
(通帳に書いてあるとおりに記入) フリガナ 口座名義		ミタカマルマルゴドモカイケイノザキハナコ 三鷹〇〇子ども会会計 野崎 花子	
備 考		【重要】 口座名義は、 「団体名」が入っているものを記入してください。	

4 回収品目

出し方や回収品目は、業者により異なりますので、**必ず**回収業者にご確認ください。
資源物は「品目ごと」に分別して排出してください。

(1) 古紙類

品 目	基本的な出し方
新聞紙	折込チラシも一緒にしてかまいません。束にして、ひもで縛ってください。
ダンボール	折りたたんで、ひもで縛ってください。
雑誌、本、包装紙など	ある程度、大きさをそろえて、ひもで縛ってください。 包装紙（菓子箱等）は、雑誌などの間にはさんで出してください。
紙パック（牛乳パック等）	洗って、よく乾かし、開いて、ひもで束ねてください。

リサイクルできないものに注意！

- 窓付き封筒・ビニールコート紙・紙コップなどのワックス加工品
- 油紙・写真・感熱紙（ファックス用紙）
- 防水加工紙●裏カーボン紙●ノーカーボン紙など

これらが混じると、紙を再生するうえで障害になり、回収した紙の価値が下がってしまいます。

新聞、折込広告

広告は、新聞といっしょに束ねてください。



雑誌、本、包装紙など

カタログ、教科書、菓子箱、はがき、封筒（セロハン等ついてないもの）、レシート、名刺など。



（小さい紙は雑誌などにはさんでください。）

ダンボール

開いて束ねてください。
（大きいものはたたんで）



紙パック

水洗いし、切り開き乾かしてから束ねてください。
内側がアルミ加工されているものは「家庭ごみ」に出してください。



※古紙類は袋などに入れずに、それぞれの種類ごとに束ねて出してください。

(2) 布類

品 目	基本的な出し方
古着	たたんで濡れないようにビニール袋に入れる

※回収された古着は、主に海外等で再利用されるため、濡れてしまうと、品質が悪くなり、再利用できなくなってしまう。

回収に出せないものに注意！

- ・泥、油、ペンキなどで汚れたもの
- ・敷布団、掛布団、座布団
- ・じゅうたん、カーペット
- ・ペット用に使った毛布、タオル
- ・コタツの下敷き、電気毛布
- ・会社の制服、ユニホーム
- ・ベッドマット、ベッドパット
- ・ぬいぐるみ、スニーカー
- ・仕立てくず（裁断くず）
- など



(3) 金属類

品 目	基本的な出し方
アルミ缶	①アルミ缶、スチール缶を分ける。 ②軽く洗ってから水を切る。 ③軽くつぶして出す。 ※ボトル缶の場合はキャップをとる。
スチール缶	

アルミ缶は、CAN to CANで再びアルミ缶にもどってきます。
 スチール缶は鉄製品になら何度でも生まれ変わります。



(4) ビン類 (飲料びん・食品びん)

品 目	基本的な出し方
びん	色別 (透明、茶色、緑色、その他) に分けて出す。



- 引き取りできないものに注意!**
- 割れてしまったびん
 - ガラス食器
 - 化粧品ビン
 - 医薬品ビン
 - 耐熱ガラス など

5 補助金の交付申請について**重要**

・補助金の交付申請の時期は年2回です。

(1) 交付申請の時期（厳守）

ア 上半期（令和6年4～9月分） 提出期限：令和6年10月4日（金）

イ 下半期（令和6年10～令和7年3月分） 提出期限：令和7年4月4日（金）

(2) 交付申請時の提出書類

ア 補助金交付申請書（様式第6号）

イ 集団回収実績計算書

ウ 仕切伝票（青：団体請求用）

エ 請求書

※各書類の作成方法は、次頁（5-1）以降をご確認ください。

(3) 提出先

〒181-8555

三鷹市野崎一丁目1番1号

三鷹市役所第2庁舎2階 ごみ対策課

(4) 交付金の振込時期（予定）

ア 上半期 振込時期 令和6年11月上旬

イ 下半期 振込時期 令和7年5月中旬

5-1 補助金交付申請書の書き方

様式第6号（第5条関係）

記入例

再生資源集団回収事業補助金交付申請書

日付は記入しないでください。

（あて先） 三鷹市長

【登録団体名】 三鷹〇〇こども会

【代表者住所】 三鷹市野崎1-1-〇

ツガナ ミタカ タロウ

【代表者氏名】 三鷹 太郎

【電話】 0422 (45) 1151

令和〇年度（上半期、下半期）再生資源集団回収事業を次のとおり実施したので、三鷹市再生資源集団回収事業補助金交付要綱第5条の規定により補助金の交付を申請します。

交付申請額 _____ 円

[_____ kg × 9円]

（注）①令和 年度 半期の申請締切日は令和 年 月 日（ ）です。

②申請の際は、「請求書兼委任状（A4）」、及び登録業者が発行した「仕切伝票（ _____ 用）」をご持参ください。

金額は記入しないでください。
※実績計算書を確認後、市で記入します。

5-2 集団回収実績計算書の書き方

三鷹市集団回収事業実績計算書										
実 施 年 月 日		回 収 内 容								小計
		新聞紙 (kg)	雑誌・雑紙 (kg)	ダンボール (kg)	牛乳パック (kg)	布類 (kg)	アルミ缶 (kg)	スチール缶 (kg)	びん類 (kg)	
例	4月16日	30	10	45		10		12	107	
1	5月10日	500	500	240			30	20	1,290	
2	6月10日	750	350	170			50	50	1,370	
3	7月10日	500		300			30	20	1,450	
4	8月10日	200		150					685	
5	9月10日	1,000		350					,600	
6									0	
7									0	
8									0	
9									0	
10									0	
11									0	
12									0	
13									0	
14									0	
15									0	
16									0	
小計(kg)		2,950	1,950	1,210	0	0	155	130	0	6,395

【登録承認通知書】に記載されている。「団体番号」を記入してください。

団体番号 **11** 団体名 **三鷹〇〇子ども会**

三鷹市再生資源集団回収事業
仕切伝票(団体請求用)

団体名 **三鷹〇〇子ども会**

R〇年 5月 10日

品 目	回収量(kg)	単価	買上額(円)	備考
新 聞	500			
雑誌・雑紙	500			
ダンボール	240			
牛乳パック				
布 類				
アルミ缶	30			
スチール缶	20			
ビン類				
その他 ()				
合 計	1290			
整理番号	伝票発行者 三鷹梱包有限会社			

4/4

【仕切伝票(団体請求用)】を1枚ずつ転記(日付・回収量)してください。

※日付順

※複数枚の実績計算書を作成した場合は、全ての合計金額を記入してください。

補助金交付申請金額(円) (計算) 回収量(kg) × 9円	57,555
-----------------------------------	---------------

【記入者】 氏名 **野崎 花子**

電 話 **070-1234-5678**

5-3 仕切伝票について

集団回収実施後に、事業者から交付される仕切伝票（団体控（白色）、団体請求用（青色））は大切に保管してください。

補助金申請時にご提出いただくのは、「団体請求用（青色）」の原本になります。提出される際には、紙に貼らず「クリップ」などで束ねてご提出ください。

三鷹市再生資源集団回収事業				
仕切伝票(団体請求用)				
団体名 <u>三鷹〇〇子ども会</u>				
<u>RO年 5月 10日</u>				
品目	回収量(kg)	単価	買上額(円)	備考
新聞	500			
雑誌・雑紙	500			
ダンボール	240			
牛乳パック				
布類				
アルミ缶	30			
スチール缶	20			
ビン類				
その他 ()				
合計	1290			
整理番号	伝票発行者 三鷹梱包有限会社			

4/4

5-4 請求書の書き方

記入例

団体登録番号	11
--------	----

(枚の内 枚)

請 求 書

(あて先) 三鷹市長

XXXXXXXXXX

下記のとおり請求します。

住 所 三鷹市野崎1-1-0

団体名 三鷹〇〇子ども会

代表者名 三鷹 太郎

※発行責任者及
発行責任者
担 当 者
連絡先(電話番号)

この部分は記入不要です。

「×××」部分
日付、金額などは記入しないでください。

請求金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
						×	×	×	×	×

月	日	名 称	数 量	単 位	単 価	金 額
		令和〇年度再生資源集団回収事業補助金				XXXXXXXX
		(上半期・下半期)分				
		三契第 一 号				XXXXX
		管財課契約				
		年 月 日				
		立会	検査	年 月 日	印	財課
						印鑑照合及び代理権査了

「×××」部分
日付、金額などは記入しないでください。

6 届出事項に変更があるとき

団体登録時に届け出ている次の事項に変更がある場合は、団体変更届（様式第4号）の提出が必要です。

変更の内容によって市の実地調査が行われる場合があります。

団体名	
代表者	郵便番号
	住所
	氏名
	電話番号
実施地域及び参加世帯数	
回収品目	
回収日（曜日）	
集積場所及び集積箇所数	
回収業者	
補助金の使途	
金融機関名	
支店名	
預金の種類	
口座番号	
口座名義	

6-1 団体変更届の書き方

記入例

様式第4号(第3条関係)

令和〇年 7月 10日

再生資源集団回収事業実施団体変更届

(あて先)三鷹市長

次のとおり届け出ます。

団体名	三鷹市〇〇子ども会	代表者が変わる場合は、新代表者名で届出てください。	登録番号	11
代表者住所	三鷹市 野崎1-1-△			
代表者名	分別 鷹男			

項目		変更前	変更後
代表者	郵便番号	181-0012	181-0012
	住所	野崎1-1-〇	野崎1-1-△
	フリガナ氏名	ミタカ タロウ 三鷹 太郎	ブンベツ タカオ 分別 鷹男
	電話番号	0422-45-〇〇〇〇	0422-45-△△△△
実施地域及び参加世帯数			
回収品目			
回収日(曜日)			
集積場所及び集積箇所数			
回収業者	①		
	②		
	③		
補助金振込先	補助金の使途		
	金融機関名	三鷹銀行	三鷹銀行
	支店名	三鷹支店	吉祥寺支店
	預金の種類	普通	普通
	口座番号	0123456	7654321
	(通帳に書いてあるとおりに記入) フリガナ 口座名義	ミタカマルマルコードモカイカイケイ ザキ ハコ 三鷹〇〇子ども会会計野崎花子	ミタカマルマルコードモカイカイケイ ヤマ タロウ 三鷹〇〇子ども会会計野山太郎
備考			

【記入例】
・代表者
・口座名義等が変わる場合

7 よくある質問

Q.1 集団回収のための備品提供などがありますか？

A. 1 集団回収をお知らせする「のぼり旗」や資源物を入れるための「コンテナ」を提供しています。詳しくはごみ対策課までご相談ください。

Q.2 記入を誤った場合、どうしたらいいですか？

A. 2 二重線で見え消しのうえ、余白部分に正しく記入し直してください。

Q.3 資源回収業者が発行した「仕切伝票」をなくした場合、どうしたらいいですか？

A. 3 仕切伝票がない場合、補助金の申請はできません。仕切伝票を発行した業者にご相談ください。

Q.4 提出期限を過ぎてしまいました。どうしたらいいですか？

A. 4 提出期限を過ぎた場合は、補助金の申請はできません。

ただし、上半期（4～9月）分については、下半期の提出時に併せて提出することができます。

Q.5 近くの自動販売機からびんや缶を集めてきてもいいですか？

A. 5 集団回収の対象となるのは、団体として登録された世帯から集められた資源物のみです。

※こういった事実が判明した場合、交付した補助金の返還を求めたり、団体登録を取り消す場合がありますので、おやめください。

Q.6 事業で使った段ボールを集団回収に混ぜてもいいですか？

A. 6 事業活動から出た資源物は集団回収の対象ではありません。

※こういった事実が判明した場合、交付した補助金の返還を求めたり、団体登録を取り消す場合がありますので、おやめください。

Q.7 再生資源集団回収事業補助金交付決定通知が届きません。

A. 7 決定通知は団体の代表者様に送付しています。代表者様にご確認ください。

業者名	フリガナ	TEL	所在	新聞・雑誌・ タンホール	雑紙	牛乳パック	布類	スチール缶	アルミ缶	ビン類
(株)山田洋治商店	ヤマダヨウジショウテン	048-479-6234	埼玉県新座市畑中2-16-36	◎		◎	◎			
丸勝梱包運輸(有)	マルショウコンポウウンユ	042-774-4526	相模原市中央区陽光台4-30-5							◎
王子齋藤紙業(株) 杉並営業所	オウジサイトウシキョウ	03-3333-6672	杉並区南荻窪3-29-16	◎	◎	◎	◎			
小川商店	オカワショウテン	042-486-4894	調布市富士見町3-6-12	◎	◎	◎		◎	◎	
(有)梅田商店	ウメダショウテン	43-0890	三鷹市新川 3-15-11	◎	◎		◎			
奥山商店(株)	オクヤマショウテン	042-461-0715	小平市花小金井 3-13-1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
紙材開発(株)	シザイカイハツ	03-5393-9620	練馬区高野台 2-4-12	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
アップル商会	アップルショウカイ	042-328-1983	国分寺市東元町 3-13-5 平和コーポ301	◎	◎		◎	◎	◎	
元町再生	モトマチサイセイ	090-1859-7442	調布市深大寺元町1-11-1 深大寺町市街地住宅413号	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
(合)イッソー	イッソー	080-1086-3855	調布市飛田給3-42-77	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
(株)伊藤国商店	イトウクニショウテン	042-383-7082	小金井市中町1-14-41	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎ 一升瓶・ビール瓶のみ
(株)小池商店 府中営業所	コイケショウテン フチュウエイキョウシヨ	042-363-2596	府中市四谷6-56	◎	◎	◎	◎			
(株)大久保	オオクボ	042-364-9771	府中市美好町2-28-4	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

※回収事業者により、資源物の回収可能量や回収頻度が異なりますので、必ず個別にお問い合わせください。

9 三鷹市再生資源集団回収事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭から排出される再生資源物を回収する三鷹市内の再生資源集団回収事業実施団体に対し、補助金を交付することにより、地域の再生資源集団回収事業を拡大し、廃棄物の減量及び資源の有効利用を推進するとともに、資源循環型のまちづくりを目指し、市民の廃棄物に対する認識を深めることを目的とする。

(対象団体)

第2条 補助金の交付を受けることのできる団体は、次に掲げる要件を備えた団体とする。

- (1) 三鷹市内において家庭から排出される再生資源物を対象に再生資源集団回収事業を自ら実施している団体であること。
- (2) おおむね10世帯以上の規模の団体であること。
- (3) 非営利の団体であること。

2 前項に定めるもののほか、市長が適当と認める団体は、補助金の交付を受けることができる。

(団体の登録等)

第3条 補助金の交付を受けようとする団体は、再生資源集団回収事業実施団体登録申請書(様式第1号)により市長に申請し、再生資源集団回収事業実施団体の登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、内容を審査し、適当と認めたときは、団体の登録を行うとともに、再生資源集団回収事業実施団体登録承認通知書(様式第2号)を、当該申請をした団体に交付し、適当でないとしたときは、再生資源集団回収事業実施団体登録不承認通知書(様式第3号)を、当該申請をした団体に交付するものとする。

3 前項の登録を受けた団体(以下「登録団体」という。)は、登録団体の代表者その他市長が定める事項に変更が生じた場合は、速やかに再生資源集団回収事業実施団体変更届(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

4 登録団体は、登録団体の廃止又は再生資源集団回収事業の休止をする場合は、速やかに再生資源集団回収事業実施団体廃止・休止届(様式第5号)により市長に届け出なければならない。

5 市長は、登録団体から2年以上補助金の交付申請がない場合は、団体の登録を取り消すことができる。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で、登録団体が回収した別表品目の欄に掲げる再生資源物の重さの合計に同表単価の欄に掲げる額を乗じて得た額とする。ただし、補助金の額は次に掲げる額を限度とする。

- (1) 団体の実施世帯数が1,000世帯以下の団体については、1登録団体につき、1年度当たり100万円
 - (2) 団体の実施世帯数が1,000世帯を超える団体については、1登録団体につき、1年度当たり180万円
- (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする登録団体は、再生資源集団回収事業を実施した日の属する会計年度内に、再生資源集団回収事業補助金交付申請書(様式第6号)により、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、市長が定める期限までに、当該提出期限以前に係る集団回収事業について行うものとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請について、補助金を交付することを適当と認めるときは、再生資源集団回収事業補助金交付決定通知書(様式第7号)により、補助金を交付することを適当でないとき、再生資源集団回収事業補助金不交付決定通知書(様式第8号)により、当該申請をした団体に通知するものとする。

2 補助金の交付決定は、前条第1項の申請書の提出期限後1月以内に行うものとする。

(調査等)

第7条 市長は、補助金に関し必要があると認めるときは、補助金の交付の決定を受けた者に対し、報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

(補助金の返還)

第8条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、不適当と認められる事実があったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

3 市長は、登録団体が第1項各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

(業者への引渡し)

第9条 集団回収した再生資源物は、市に三鷹市再生資源集団回収事業回収業者助成金交付要綱(昭和57年4月22日付け57三環環発第21号)に基づき再生資源集団回収業者登録をした業者に引き渡すものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から適用する。

附 則(昭和56年4月1日適用)

この要綱は、昭和56年4月1日から適用する。

附 則(昭和57年4月1日適用)

この要綱は、昭和57年4月1日から適用する。

附 則(昭和58年4月1日適用)

この要綱は、昭和58年4月1日から適用する。

附 則(平成元年4月1日適用)

この要綱は、平成元年4月1日から適用する。

附 則(平成2年4月1日適用)

この要綱は、平成2年4月1日から適用する。

附 則(平成7年4月1日適用)

この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

附 則(平成13年4月23日施行)

この要綱は、平成13年4月23日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則(平成13年7月3日施行)

この要綱は、平成13年7月3日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成16年6月14日施行）

この要綱は、平成16年6月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。ただし、第3条、第5条第1項及び第6条第1項の改正規定は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成17年2月22日施行）

この要綱は、平成17年2月22日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年8月16日施行）

この要綱は、平成19年8月16日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成21年4月1日施行）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日施行）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日施行）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助金の交付の対象となる再生資源物の品目及び補助金単価

品目	単価
新聞	1kgにつき9円
雑誌・雑紙	
ダンボール	
牛乳パック	
布類	
アルミ缶	
スチール缶	
ビン類	
その他市長が特に認めるもの	

三鷹市再生資源集團回収事業

「様式集」

- 1 再生資源集團回収事業実施団体登録申請書 (様式第1号)
- 2 再生資源集團回収事業実施団体変更届 (様式第4号)
- 3 再生資源集團回収事業実施団体廃止・休止届 (様式第5号)
- 4 再生資源集團回収事業補助金交付申請書 (様式第6号)
- 5 再生資源集團回収実績計算書
- 6 請求書

再生資源集団回収事業実施団体登録申請書

（あて先）三鷹市長

次のとおり申請します。

フリガナ 団 体 名			登録番号
代 表 者	郵便番号	〒	
	住 所	三鷹市	
	フリガナ 氏 名		
	電話番号		
実施地域及び参加世帯数		(世帯)	
回収品目		古紙類、繊維類、缶類、ビン類、牛乳パック	
回収日(曜日)		①第 1 2 3 4 曜日 ②毎月 日、 ③ 随 時	
集積場所及び集積箇所数			
回 収 業 者	①		
	②		
	③		
補助金の使途			
金融機関名			
支 店 名			
預金の種類		普通・当座	
口 座 番 号			
(通帳に書いてあるとおりに記入) フリガナ 口 座 名 義			
備 考			

年 月 日

再生資源集団回収事業実施団体変更届

(あて先)三鷹市長

次のとおり届け出ます。

団体名		登録番号	
代表者住所			
代表者名			

項 目		変更前	変更後
代 表 者	郵便番号		
	住 所		
	フリガナ 氏 名		
	電話番号		
実施地域及び参加世帯数			
回収品目			
回収日(曜日)			
集積場所及び集積箇所数			
回 収 業 者	①		
	②		
	③		
補 助 金 振 込 先	補助金の使途		
	金融機関名		
	支 店 名		
	預金の種類		
	口 座 番 号		
	(通帳に書いてあると おりに記入) フリガナ 口 座 名 義		
備考			

再生資源集団回収事業実施団体 廃止・休止 届

(あて先)三鷹市長

次のとおり届出します。

団体名		登録番号	
代表者住所			
代表者名			

届出の種類 (○を付けてください。)	団体の廃止 事業の休止
廃止又は休止年月日	年 月 日
廃止又は休止理由 (具体的に記入してください。)	
休止期間	年 月 日まで

再生資源集団回収事業補助金交付申請書

(あて先) 三 鷹 市 長

[登録団体名]

[代表者住所]

フリガナ

[代表者氏名]

[電話] ()

令和 年度再生資源集団回収事業を次のとおり実施したので、三鷹市再生資源集団回収事業補助金交付要綱第 5 条の規定により補助金の交付を申請します。

交付申請額 _____ 円
[_____ kg × 9 円]

団体登録番号

(枚の内 枚)

請 求 書

(あて先)三鷹市長

下記のとおり請求します。

住 所

団体名

代表者名

※発行責任者及び担当者(請求印を押印しない場合記入)

発行責任者 氏名

担 当 者 氏名

連絡先(電話番号)

※三鷹市に債権者登録している場合は押印は不要です。その場合、原則発行責任者及び担当者を記入してください。

※請求金額は所定の枠内に1.2.3.の数字で記入し、その頭初に¥印をつけてください。また、請求内訳が書ききれない時は、補足用紙を使用して下さい。

請求金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
------	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

月 日	名 称	数 量	単 位	単 価	金 額		
	年度再生資源集団回収事業補助金						
	(上半期・下半期)分						
管財課契約	三契第 一 号	主管課契約	契第 号		小 計		
	年 月 日 ⑩		年 月 日 ⑩	台帳登記		管財課 ⑩	印鑑照合及び代理権査了
立会		検査	年 月 日 ⑩				

令和6年度版 集団回収のしおり
発行 令和6年3月
三鷹市生活環境部ごみ対策課